

木津川市社会教育委員会 開催結果要旨

会議名	令和6年度 第3回 木津川市社会教育委員会		
日時	令和6年8月29日(木) 13時30分～15時00分まで	場所	市役所4階 会議室4-1
出席者	委員	■高原 和子 ■木村 勝 ■三上 かず子 ■花田 康子 ■三谷 博之 ■橋本 京子 ■井上 若菜 ■渡邊 素子 ■藤澤 正典 ■今井 清美 ■石田 康二 ■芝原 昌代 □新谷 涼太郎 □中川 嗣郎 ※□:欠席者	
	事務局	中島課長、藤田課長補佐、秋元係長、堀係長	
<p>1. 開会 高原委員長から開会にあたり挨拶があった。</p> <p>2. 議題 ①加茂文化センターの条例改正、山城総合文化センターの規則改正及び規程廃止について 資料を基に事務局より山城総合文化センターの規則改正及び規程廃止について、説明を行った。</p> <p>(委員) 実際の徴収はどのようになっていたのか。齟齬が生じていたのか。</p> <p>(事務局) 条例が基本となるので、条例に定めている減免率を適用して行っている。規則が残っており混乱を招く恐れがあるため、条例以外の規定を今回廃止したいと考えている。</p> <p>(委員) 間違っ使用料を徴収したということは実質的にないということか。</p> <p>(事務局) ありません。</p> <p>資料を基に事務局より加茂文化センターの条例改正について、説明を行った。 その後、法令等の基本的なルールについて、課長から補足説明があった。</p> <p>(委員) 各市町については、1～3の区分は一緒であるが、加茂文化センターに関しては、2区分が午前と午後に分かれている。これは、夜間の手当てが1,000円上乗せされていると思うが、この2区分の1,000円の差額は、このまま継続していくのか。</p> <p>(事務局) 今どうしようということでは決定はしていない。区分の決め方は、各市町村それぞれ利用実態に応じて決めておられるので、全国的なルールとして決まっている訳ではない。この区分の分け方については、利用者にとって分かりやすい区分、実際に利用される場合こういった利用時間の設定が多いのかということも踏まえて区分はしていく必要があると考えている。</p>			

条例で決まっていると変える際に議会に諮らないといけないことになるので、詳細のルールについては条例で決めるのではなく、指定管理者と市で決めていくというルールにした方が、より実態に合わせて動きやすいルールになるのではないかと考えている。

(委員)

加茂の条例だけが残っているということで、合併後15年以上経過しており、条例を廃止することも議論して、市内の施設は同じ料金体系というのが市民へのサービスとしては一番公平だと思う。行政が行う施設のため、業者に対しては、よりリーズナブルな料金体系にするという価格交渉も含めやっていく方が良い。市民の利用に対しては、業者の価格を超えないというのが理想だと考える。

(事務局)

京都舞台照明家クラブが、木津川市の指定管理者に示されてる料金がこの額で、ここから当然価格の交渉というのはあって然るべきではないかと思うので、実際市民に求める金額をどのようにするのかというのは、指定管理者と市の方で市民目線での議論というのも必要ではないかと思っている。

(委員)

実際に払った費用と条例で定めている金額と乖離があるということだが、長岡京市の生涯学習センターは、条例で14,300円となっているが、実際に払う金額は、この金額と理解しているのか。それが分からないと適正な額について論議ができない。

(事務局)

そのような資料も不足しており、本日結論まで至っていただこうとは思っていない。必要な資料については、お声を頂き、準備したいと考えている。現在、木津川市の指定管理者が依頼をしているところが京都舞台照明家クラブであるが、館によって依頼されているところは違うので、当然単価も変わってくる。先ほどご意見があったように、市町村が持ち出しをして支援をしているのかどうか、そういったところまで調査をした上で、データを整えお諮りさせていただきたいと思う。

(委員)

金額については我々に聞かれても分からないというのが本音であるが、考え方として、市の他の施設の利用料との整合性を考えて、市として決めてもらうしかないと思う。社会教育委員会や教育委員会で決めるのは難しいと思う。京都舞台照明家クラブが全国的にオーソライズされた金額を提示しているものではなく、公的な機関が標準価格を出して、それに応じた形なら仕方がないと思うが、業者が出した金額だけを見て、それが適正なのかは分からないところがある。

(事務局)

これは難しいところで我々も分からない。こういった市場価格というのは、市場の中で揉まれることで決まっていくと思う。ここよりも安いところもあり、全国的には高いところもあると思う。実際に、ここで具体の単価を決めるというのは、至難の業だと思うが、基本的な考え方として、利用者に求める料金は、委託料そのまま求めていくものなのか、利用者負担は原則としながら、ある程度の上限を決めて、それ以上の部分については、市や指定管理者として何らかの支援をしてあげるべきか。そういった部分でのご意見を頂くことはできるのではないかと思う。

(委員)

京都舞台照明家クラブが、この金額でないと言われてくれないような状況なのか。今、指定管理者が負担して払っているが、今後、負担していけないとなった時に、それなら引き上げるという形になるのか、その辺の切迫度合いが分からない。提示されている金額そのままでは今までの額と差が大きいので、ある程度、順次上げていく方法にするのか、十分検討が必要ではないか。

施設管理者が不足分を負担しているということだが、当初の公募の条件で契約上そのようになっているなら分かるが、ではなく、うやむやなまま指定管理者が払っているのなら、きちんと整理が必要ではないか。

(事務局)

基本的には天災等で発生をした特段の負担以外は指定管理者の負担とするという契約であり、労働市場の単価が上がって差額が発生したのであれば、指定管理者が負担をするべきだと思う。今、3割乖離している状況で、3割全てを指定管理者の責任にするのが妥当かというところが議論的になってもいいのかなと思う。その点については、契約書の最後に、この契約書に明記されていないことは、甲乙協議してと明記されているので、こういった部分に該当してくると考えている。

(委員)

指定管理の契約期間は何年なのか。

(事務局)

5年である。

(委員)

その5年の間に大きく金額が変わってきたのなら仕方がないが、現行の契約のスタートの時点でそれなりに乖離があった場合、当初から市として分かっているながら、条件としてきちっと明記しなかったことにならないのか。

(事務局)

その点に関しては、現在の指定管理者を決定させていただいたのが昨年秋で、現在、舞台技士の派遣をお願いされている京都舞台照明家クラブの方から値上げに対して打診があったのが本年1月で、昨年指定管理の決定時点では分からない事情であった。

前にいた部署では、標準単価というものがあり、資材や人件費にしても、国から発表されているものがあって、都道府県ごとに1時間あたりの人件費、このような職種であればいくらが妥当というのが事細かく決まっていた。そのようなものがあれば、それを1つの指標として、高い安いという議論ができるのだが、この舞台関係の技術者に関しては、完全に市場原理で単価が決まっている状況のため、難しいところである。

(委員)

利用者に負担してもらおうということであれば、利用者に対しても、これは妥当な金額であるということを説明する必要があるので、その事についても考えていかなければいけない。

標準価格ではないが、そういうものがないと、結局今までの金額がスタートになって、これまで触らずに来たので現状の乖離が大きくなり、どこかで是正しないといけないというのは分かるが。

(委員)

我々は、金額を決定するために聞かれているのではなく、市民目線で、これはどうなのかと聞

かれていると思う。その上で、標準の額が明記されていないというのは分かるが、近隣の額というのは、一般化した額の1つと考えることができる。額の違いについては、業者による違いなのか、入札によって額を決める制度があるのか、どのようなバックボーンになっているのか気になるところである。京都舞台照明家クラブしか、そのような業者がないのか、また他にもあるのか、そのような事が知りたいところである。

文化振興というのは、それぞれの家庭や地域を見ると、金額的には、縮小する傾向になってきている。昨年の市民アンケートを見ると、何か繋がり合ってひとつの物を作りたいという声が多くあった。それを推進計画に落とし込んだので、文化的な活動やスポーツ活動について、やりやすい条件を作っていただきたいというのが市民としての願いである。

(事務局)

我々としても、この検討を深める上で、どういった資料を集めて、どういった視点で検討を深めて、今後もう一度ご提案をすとなれば、どういった根拠に基づいて提案をさせていただければ良いのかというのが、大変集約化されたご意見だったと思う。

(委員長)

今、指定管理者が補填していただいているものを、受益者負担になった場合に、利用者に対してこれだけ上がりますということを説明する必要があり、いろんな方にもっと利用してもらいたいので、利用者が使いづらく、少なくなる傾向にならないように検討願いたい。

(事務局)

今回2点の条例改正等について、ご説明させていただいた。1点目の山城総合文化センターの件については、ご承認いただいたので、次に教育委員会へ提案したいと考えている。

加茂文化センターについては、貴重なご意見をいただき、事務局でも悩んでいるところもあるので、もう1度必要な資料を集め調整し、またご提案をさせていただきたいと考えている。

②近畿地区社会教育研究大会(京都大会)について

9/6に京都テルサで開催される研究大会について、当日の集合時間等の確認を行った。

参加予定者(高原委員長、木村副委員長、三上副委員長、三谷委員、橋本委員、井上委員、渡邊委員、藤澤委員、今井委員、石田委員、秋元係長)計11名

③部会(計画実践部会・施設運営部会)からの報告について

両部会から2回目の部会の協議内容について、各部会長から報告があった。

◎ 計画実践部会 7月11日(木) 社会教育委員会全体会終了後開催

案件については、次のとおり

1. 令和6年度放課後子ども教室について
2. 令和6年度地域学校協働本部について

第2次生涯学習推進計画を進めていく中で、放課後子ども教室、地域学校協働活動について、教育委員会から現状と課題の説明を受け、その後、議論した。

◎ 施設運営部会 7月11日(木) 社会教育委員会全体会終了後開催

第1回目の部会で中央図書館へ行ったことから、図書館のことについて勉強することを目的に奈良市のコンベンションセンターにある蔦屋書店の視察を行った。

3. その他

事務局から次のことについて、説明・報告を行った。

○やましろ未来っ子まなび・体験活動サポーター研修会の開催について

○木津川市加茂少年少女合唱団結成30周年記念発表会について

次回会議の日程調整を行い、10月16日(水)午後1時30分から開催することとなった。

4. 閉会

三上副委員長から閉会の挨拶があった。

以上

その他特記事項	なし
---------	----